

台湾における特許および実用新案を受ける ことができない発明

理律法律事務所

李 文傑



理律法律事務所は1965年に設立された総合法律事務所であり、120名を超える弁護士が在籍している。李文傑氏はパートナー弁護士であり、専門は知的財産権関連、侵害訴訟、労働法及び一般法務である。主に商標、特許の侵害、ライセンス交渉、労使紛争処理に携わっている。

台湾では、専利法(日本における特許法、実用新案法、意匠法に相当。)第24条に基づき、(1)動植物および動植物を生産する主要な生物学的方法(微生物学的生産方法はこの限りでない)、(2)人体または動物の疾患の診断、治療または外科手術方法、(3)公の秩序または善良の風俗を害するものは、特許登録を受けることができない。また、専利法第105条に基づき、実用新案が公の秩序または善良の風俗を害する場合には、実用新案登録を受けることができない。

(1)動植物および動植物を生産する主要な生物学的方法

「動植物」は、一般的な動物または植物を含むほか、ある種の遺伝子が導入された動物および植物をも含み、動物または植物を請求の対象とするものは、法律の規定により特許登録を受けることができない。

なお、動植物を生産する方法について、台湾専利法には、主要な生物学的方法が法律の規定により特許を受けることができないことが規定されているが、非生物学および微生物学的生産方法は除外されていない。したがって、動植物を生産する方法が主要な生物学的方法ではなく、またはその方法が微生物学的生産方法である場合、特許登録を受けることができる。

動植物を生産する方法について、遺伝子全体の有性交雑およびその後の動物または植物の選択を基礎とする方法、例えば単に育種のために、ある種の特徴をもつ動物を選択し、それらを集めて交雑、種間育種または選択的育種を行う方法である場合、当該交雑および選択工程の前後に、当該動物または植物の生産またはそのさら

なる処理に関する他の技術工程、例えば親世代または子世代を選択するために遺伝子分子標識を使用すること等をさらに含んでいても、主要な生物学的方法に属するとみなすべきである。

一方、遺伝子全体の組み換えおよび植物遺伝子の自然な混合に基づくものではなく、遺伝子工学によりある種の遺伝子または形質を植物の特徴に導入することを含み、あるいは動植物を処理することでその性質、生産量を改善し、あるいはその生長を促進、抑制する方法（例えば、樹木の剪定方法、生長促進物質もしくは放射線照射で植物を処理する方法、または技術的手段を利用して土壌を処理し植物の生長を抑制もしくは促進する方法等）は、主要な生物学的方法に属さない。

微生物を請求の対象とし、または微生物学的生産方法を請求の対象とする発明は、すべて特許登録を受けることができる。ただし、微生物学的方法によって生産された動植物を請求の対象とする発明は、やはり特許を受けることができない。微生物学的生産方法とは、微生物生成の実施または微生物の生産に係るあらゆる生産方法を指し、例えば遺伝子工学を利用した方法がある。

(2)人体または動物の疾患の診断、治療または外科手術方法

公衆の医療上の権益および人間の尊厳に鑑みて、医師に疾患の診断、治療または外科手術の過程における各種の方法と条件を選択する自由を与えるために、台湾専利法には、人体または動物の疾患の診断、治療または外科手術の方法が、特許登録を受けることのできない発明に属することが規定されている。ただし、人体または動物の疾患の診断、治療または外科手術方法で用いられる器具、器械、装置、設備または薬品（物質または組成物を含む）等の物の発明は、特許登録を受けることのできない発明に属さない。

以下に、人体または動物の疾患の診断方法、治療方法および外科手術方法について、それぞれ説明する。

(i)人体または動物の疾患の診断方法

台湾専利法の規定により、特許登録を受けることのできない人体または動物の疾患の診断方法は、次の三つの条件を含む。

(a)生命のある人体または動物を対象とする

(b)疾患に関する診断

(c)疾患の診断結果を獲得することを直接の目的とする。例えば、生命のある人体または動物の生理数値を測定することにより、症状を評価し（例えば、測定値と標準値との差異を比較する）、それに病因または病状を決定する（前記差異からもたらされた診断結果を推定する）工程プロセス全体を含む。

疾患の診断と関連のない方法、または人体または動物の特性を測定するに過ぎない方法、例えば身長、体重または皮膚性質の測定等の方法は、いずれも特許を受けることのできない発明に属さない。

方法の発明が疾患の診断方法に属するか否かを判断する時に、当該方法が形式的小および実質的に上記(a)、(b)、(c)の三つの条件を含むか否かを考慮すべきである。例えば、生命のある人体から、ある生理的パラメータを測定する方法の発明は、形式的には疾患の診断結果を得ることを直接の目的としていないが、もし先行技術における医学知識に基づいて、当該パラメータによって直接疾患の診断結果を知り得る場合、当該発明は依然として、特許登録を受けることのできない診断方法に属する。

この他、診断を実施するために採用された予備処理方法、例えば心電図計測時の電極配置方法は、上記三つの工程を完全には含まないので、特許登録を受けることのできない診断方法に属さない。

(ii)人体または動物の疾患の治療方法

特許登録を受けることのできない人体または動物の疾患の治療方法とは、生命のある人体または動物を対象とし、その回復または健康を得ることを直接の目的

とする疾患の治療または病因の除去の方法を指し、さらに、治療を目的とするまたは治療性質を有する他の各種の方法、例えば疾患の予防方法、免疫方法、または痛み、不快もしくは機能喪失等の症状を緩和もしくは軽減する方法を含む。

生命のある人体もしくは動物を対象とせず、または疾患の治療もしくは予防を直接の目的としない方法は、いずれも特許登録を受けることのできない人体または動物の疾患の治療方法に属さない。例えば、人体または動物の体外で人工器官、義歯または義肢等を製造する方法、および人工器官、義歯または義肢等を作製するために実施される計測方法、あるいは人体、動物に介入しないまたは創傷を生じない美容方法、あるいは死亡した人体または動物を処理する方法、あるいは外科手術方法によらずに動物の処理をしてその生長特性を変える方法等が挙げられる。

(iii)人体または動物の疾患の外科手術方法

法定における特許登録を受けることのできない外科手術方法とは、器具を利用して生命のある人体または動物に対して行う切開、切除、縫い合せ、刺青、注射および採血等の創傷性または介入性の方法であり、診断、治療を目的としない美容、整形（例えば二重まぶた、脂肪抜きによるダイエット、豊胸）の方法を含む。また、外科手術のために採用された予備的な処理方法、例えば皮膚の消毒、麻酔等も外科手術方法に属する。

死亡した人体または動物を対象として外科手術を実施する方法は、特許登録を受けることのできない外科手術方法に属さない。

(3)公の秩序または善良の風俗を害するもの

倫理道德の維持に基づいて、社会の混乱、秩序の喪失、犯罪および他の違法行為を排除するために、台湾専利法には、公の秩序または善良の風俗を害するおそれがある発明が、特許を受けることのできない発明として挙げられている。明細書、特許請求の範囲または図面に記載されている発明または実用新案の商業的利用が公

の秩序または善良の風俗を害する場合、その発明または実用新案は、特許登録・実用新案登録を受けることのできない発明・実用新案に属すると認定すべきである。

商業的利用が公の秩序または善良の風俗を害する発明としては、例えば郵便物の爆弾およびその製造方法、麻薬吸入用具および方法、農薬服用自殺方法、ヒトのクローンおよびクローン方法（胚分裂技術を含む）、人類の生殖系の遺伝特性を変更する方法等が挙げられる。

商業的利用が公の秩序または善良の風俗を害する実用新案としては、例えば郵便物の爆弾、麻薬吸入用具等が挙げられる。

一方、発明または実用新案の商業的利用が公の秩序または善良の風俗の妨げとならない場合、たとえ当該発明または実用新案が濫用されてそれらを妨害する恐れがあるとしても、特許登録・実用新案登録を受けることのできない発明・実用新案に属さない。例えば各種の棋具、トランプ、鍵や金庫を開ける方法、または医療目的で各種の鎮定剤、興奮剤を使用する方法等が挙げられる。

■ 参考情報

- ・台湾専利法 第24条、第105条
- ・台湾専利審査基準

(編集協力：日本技術貿易(株) IP 総研)